

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	米国各州の憲法改正州民投票における投票用紙掲載情報 (資料)
他言語論題 Title in other language	Ballot information presented to constitutional referendum/initiative voters in U.S. States
著者 / 所属 Author(s)	大湖 彬史 (OOGO Akifumi) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 憲法課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	888
刊行日 Issue Date	2024-12-20
ページ Pages	81-110
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	米国各州の憲法改正州民投票 (特に州民表決) における投票用紙掲載情報 (投票対象を理解し、投票行動を決定する上で参考となる情報) について、法律等の規定や裁判所の判断例を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰 (めいせき) 性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

米国各州の憲法改正州民投票における投票用紙掲載情報

国立国会図書館 調査及び立法考査局
憲法課 大湖 彬史

目 次

はじめに

I 各州の州民投票制度の概要

- 1 州民発案
- 2 州民表決
- 3 憲法会議に関する州民投票
- 4 近年の傾向

II 投票用紙掲載情報の具体例

III 憲法改正州民表決における投票用紙掲載情報に関する各州の規定

- 1 掲載情報の内容に関する規定
- 2 作成主体に関する規定

IV 投票用紙掲載情報の正確性をめぐる裁判所の判断例

- 1 フロリダ州の事例
- 2 ウィスコンシン州の事例

おわりに

別表 憲法改正州民表決における投票用紙掲載情報に関する各州の主な規定

キーワード：直接民主制、国民投票、州民投票、州民発案、州民表決、イニシアティブ、レファレンダム、投票用紙掲載情報

要 旨

米国各州では、直接民主主義的な制度として、州の憲法改正案、法律案等を有権者の票決に付す州民投票（州民発案・州民表決）が広く利用されている。ここでは投票用紙掲載情報（「題名」、「要約」など、有権者による投票対象の理解や投票行動の決定に資する目的で投票用紙に掲載される情報）が、有権者が投票前に必ず目にする唯一の文章かつ最後の情報として重要な役割を果たしているとされ、多くの州では掲載情報の内容や作成主体について規定がある。そこで、我が国の憲法改正手続と共通点のある憲法改正に関する州民表決を例にとり、関連する各州の法律等の規定を別表にまとめ、概観する。

裁判例を見ると、投票用紙掲載情報が不正確であるとして、既に票決に付され、又は付される予定であった憲法改正案を無効とした事例がある。一方で、その正確性についてどこまで厳格な司法審査を行うかで判事の見解が対立し、無効としなかった事例もある。

はじめに

連邦制⁽¹⁾を採用している米国では、連邦レベルと州レベルで直接民主主義的な制度の採用の在り方が大きく異なる。連邦レベルではそのような制度は採用されていない一方で、米国を構成する50州⁽²⁾では、州民発案（initiative）と州民表決（referendum）が採用されている⁽³⁾。いずれも州の憲法改正案、法律案等を有権者の票決に付す点は共通しており、以下この2つを総称して「州民投票」という⁽⁴⁾。

票決は投票用紙に賛否を記入する形で実施されるが、投票用紙には賛否を記入する部分以外にも「題名」、「要約」などとして、有権者が投票対象を理解し、投票行動を決定する上で参考となる情報が掲載される。本稿ではこうした情報を「投票用紙掲載情報」と呼び、憲法改正について、その提示をめぐる現状を紹介する。

本稿の構成は次のとおりである。第Ⅰ章で各州の州民投票に関する制度を概観する。第Ⅱ章で投票用紙掲載情報の具体例を紹介する。第Ⅲ章で憲法改正に関する州民表決における投票用紙掲載情報について、各州の法律等の規定を概観する。第Ⅳ章で憲法改正に関する州民投票における投票用紙掲載情報の正確性について、裁判所が下した判断例を紹介する。

*本稿の内容は、令和6（2024）年10月16日現在の情報に基づく。インターネット情報の最終アクセス日も、同日である。人物の役職、肩書等は当時のものである。日本円換算は令和6（2024）年10月分報告省令レートに基づき、1ドル＝146円として行った。

- (1) 連邦制とは、中央政府（連邦政府）と地方政府（州政府）の間の権限分割が保障され、その権限の範囲内で、各レベルの政府が最終決定を下すことができる政治組織をいう（福井康佐「311 連邦制」大沢秀介・大林啓吾編『確認憲法用語』成文堂、2014、p.119）。
- (2) 本稿ではコロンビア特別区（District of Columbia. ワシントン D.C. ともいう。）及び海外領土（Territories of the United States）については扱わない。
- (3) M. Dane Waters, *Initiative and referendum almanac*, 2nd edition, Durham: Carolina Academic Press, 2018, p.12. なお、各州における直接民主主義的な制度として、州民発案及び州民表決のほか、リコール（recall）が挙げられることがある（Todd Donovan et al., *State and local politics: institutions and reform*, 4th edition, Stamford: Cengage Learning, 2015, p.109）。リコールは、公選の職にある者を解任するか否かを決する投票を請願により実施することを認めるものであるが、市長や市議会議員といった地方政府レベルでの実施が一般的であるとされている（Donovan et al., *ibid.*, p.110）。
- (4) 特定の地方政府（郡、市等）の有権者のみが投票できる州民投票については、本稿では扱わない。

I 各州の州民投票制度の概要

州民投票などの直接民主主義的な制度の利点として、選挙で選ばれた代表者に対する特別な利害関係者の影響力を弱める（汚職を防止する）こと、市民が政策に対する情報をより多く求め、政治に関心を有するようになることが挙げられている。一方で、欠点として、選択肢が（賛成か反対かの）二択で提示され比較的情報に疎い有権者によって決定されること、いわゆる多数派の専制となり少数者の利益が侵害されるおそれがあることが指摘されている⁽⁵⁾。

州民投票は、こうした長短所を有するとされつつ、各州で広く利用されている。本章では、州民投票すなわち州民発案及び州民表決に関する制度について、概観する。

1 州民発案

州民発案とは、有権者が州の憲法改正案、法律案等を提案し、有権者の票決に付すことを可能とする手続である⁽⁶⁾。提案には、一定数の署名を集めた請願（petition）が必要とされる⁽⁷⁾。票決により承認された提案は、憲法や法律として法的拘束力を有することが一般的であるとされる⁽⁸⁾。以下、憲法改正に関する州民発案を「憲法改正州民発案」という。

(1) 歴史的経緯

州民発案は1880～1920年頃にかけて拡大し、現在州民発案を採用している24州（後述本節(2)参照）のうち19州がこの時期に制度を採用したとされる⁽⁹⁾。その背景として、市民が自ら法律を作成することで公共政策がより世論を代表するものになるようにし、議員が権力者の経済上の利益を守るために活動することを回避する必要性が主張されていたことが挙げられる⁽¹⁰⁾。

(2) 概要

州民発案は、直接発案（direct initiative）と間接発案（indirect initiative）に分けられる。直接発案は、提案を有権者の票決に直接付す方法である。これに対して間接発案の場合、提案を票決に付す前に州議会が提案に対する意思決定を行う⁽¹¹⁾。

50州のうち24州で州民発案が認められている。このうち18州では憲法改正州民発案が認められている（図1参照）。18州のうち16州では直接発案が、2州（マサチューセッツ州及び

(5) Donovan et al., *op.cit.*(3), pp.136-139.

(6) Allie Boldt, "Direct Democracy in the States: A 50-State Survey of the Journey to the Ballot," 2023.11, p.4. University of Wisconsin Law School Website <<https://statedemocracy.law.wisc.edu/wp-content/uploads/sites/1683/2023/11/Direct-Democracy-In-the-States-Full-Report.pdf>>

(7) Waters, *op.cit.*(3), p.12.

(8) Neil K. Sawhney, "Advisory Initiatives as a Cure for the Ills of Direct Democracy: A Case Study of Montana Initiative 166," *Stanford Law & Policy Review*, Vol.24 Iss.2, April 2013, pp.592-593. ある方向性に沿った行動をとるよう立法機関に促すため、法的拘束力を有しない諮問的な提案が行われることもある。

(9) John G. Matsusaka, *Let the people rule: how direct democracy can meet the populist challenge*, Princeton: Princeton University Press, 2020, pp.70, 72.

(10) Donovan et al., *op.cit.*(3), pp.111-112. 当時は、州の議員の報酬が低く、また、選挙献金や政治腐敗を規制する法律がほとんどなかったため、州議会が一部の企業の影響を受けていたことが指摘されている。

(11) The Council of State Governments, *The Book of the States*, vol.53, 2021, p.241. <<https://bookofthestates.org/download/1866/?tmstv=1724149466>> 州議会の意思決定によっては、提案が票決に付されない場合がある。例えばメイン州では、州議会が提案をそのまま成立させた場合は有権者の票決に付されない（メイン州憲法第4条第18節第2項）。

ミシシッピ州) では間接発案が採用されている⁽¹²⁾。

2 州民表決

州民表決とは、州議会が可決した州の憲法改正案、法律案等を有権者の票決に付す手続である⁽¹³⁾。票決により承認された提案は、憲法や法律として法的拘束力を有することが一般的であるとされる⁽¹⁴⁾。以下、憲法改正に関する州民表決を「憲法改正州民表決」という。

(1) 歴史的経緯

独立戦争(1775～83年)が始まると、各邦は独立後の政治体制を定めたものとして新たに憲法を制定した⁽¹⁵⁾。このうちマサチューセッツ邦の憲法(1780年制定)とニューハンプシャー邦の憲法(1783年制定)は、有権者の票決(後の州民表決)により採択された。19世紀中頃には、州憲法の制定・改正に有権者の承認が必要であるという考え方が確立したといわれる⁽¹⁶⁾。

(2) 概要

州民表決は、議会提案型の州民表決(legislative referendum)と請願型の州民表決(popular referendum)に分類される⁽¹⁷⁾。

(i) 議会提案型の州民表決

議会提案型の州民表決は、州議会が可決した州の憲法改正案、法律案等をその提案により有権者の票決に付す手続である。デラウェア州を除く49州では、州議会が可決した憲法改正案について、憲法改正州民表決が義務付けられている⁽¹⁸⁾。これら49州のうち、18州では憲法改正州民発案も認められている(本章第1節(2)及び図1参照)。

(ii) 請願型の州民表決

請願型の州民表決は、州議会が可決した法律案等を、有権者が一定数の署名を集めた請願を提出することにより有権者の票決に付す手続であり、23州で認められている⁽¹⁹⁾。なお、現時点において、請願型の憲法改正州民表決が実施される州は存在しない。

請願型の州民表決は、票決に付すために一定数の署名が必要とされる点において州民発案と

(12) Waters, *op.cit.*(3), p.12.

(13) *ibid.*, p.12. 各州の憲法会議(後述第3節参照)、フロリダ州の憲法改正委員会(Constitution Revision Commission. フロリダ州憲法第11条第7節第2項)、同州の税制及び予算改革委員会(Taxation and budget reform commission. 同節第6項)、アリゾナ州の公選職給与委員会(Commission on salaries for elective state officers. アリゾナ州憲法第5条第12節)など、州議会以外の機関が特定のテーマについて州民表決を実施する権限を有することがある(“State constitutional conventions.” Ballotpedia Website <https://ballotpedia.org/State_constitutional_conventions>; “Commission-referred ballot measure.” *ibid.* <https://ballotpedia.org/Commission-referred_ballot_measure>)。また、憲法会議の招集について、州憲法の規定等に基づき定期的に有権者の票決に付される場合もある。

(14) “Initiative and Referendum Overview and Resources,” updated: 2022.1.4. National Conference of State Legislatures Website <<https://www.ncsl.org/elections-and-campaigns/initiative-and-referendum-overview-and-resources>> 世論を測るため、法的拘束力を有しない諮問的な州民表決が行われることもある。

(15) 上村剛『アメリカ革命—独立戦争から憲法制定、民主主義の拡大まで—』(中公新書2817)中央公論新社、2024、p.76.

(16) Matsusaka, *op.cit.*(9), pp.66-67.

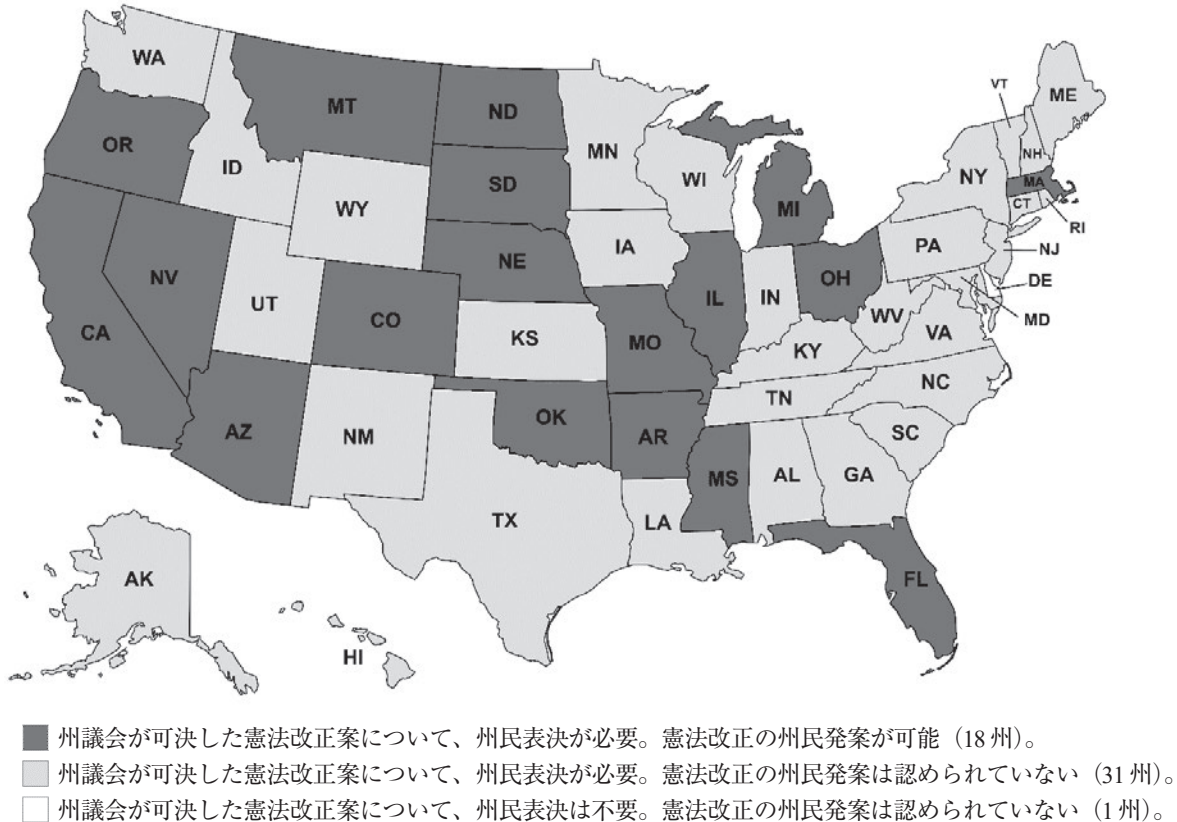
(17) Waters, *op.cit.*(3), p.12.

(18) *ibid.*, pp.12-13.

(19) *ibid.*, p.12. 請願型の州民表決は、州民が州議会の立法に拒否権を行使するという観点から拒否表決(veto referendum)と呼ばれることがある。

共通しており、州民発案が認められている州と合わせて 26 州で署名を必要とする州民投票が認められていることになる⁽²⁰⁾。

図 1 憲法改正州民投票をめぐる米国各州の状況



Created with mapchart.net

(凡例) 略称に対応する州の名称は、次のとおり。

AK アラスカ	HI ハワイ	ME メイン	NJ ニュージャージー	SD サウスダコタ
AL アラバマ	IA アイオワ	MI ミシガン	NM ニューメキシコ	TN テネシー
AR アーカンソー	ID アイダホ	MN ミネソタ	NV ネバダ	TX テキサス
AZ アリゾナ	IL イリノイ	MO ミズーリ	NY ニューヨーク	UT ユタ
CA カリフォルニア	IN インディアナ	MS ミシシッピ	OH オハイオ	VA バージニア
CO コロラド	KS カンザス	MT モンタナ	OK オクラホマ	VT バーモント
CT コネティカット	KY ケンタッキー	NC ノースカロライナ	OR オレゴン	WA ワシントン
DE デラウェア	LA ルイジアナ	ND ノースダコタ	PA ペンシルバニア	WI ウィスコンシン
FL フロリダ	MA マサチューセッツ	NE ネブラスカ	RI ロードアイランド	WV ウェストバージニア
GA ジョージア	MD メリーランド	NH ニューハンプシャー	SC サウスカロライナ	WY ワイオミング

(出典) MapChart を使用し、M. Dane Waters, *Initiative and referendum almanac*, 2nd edition, Durham: Carolina Academic Press, 2018, pp.3, 12-14; “Initiative and Referendum States,” updated: March 15, 2023. National Conference of State Legislatures Website <<https://www.ncsl.org/elections-and-campaigns/initiative-and-referendum-states>> を基に筆者作成。

3 憲法会議に関する州民投票

州によっては、州憲法の制定又は改正のために憲法会議（constitutional convention）が招集され、その会議が決定した提案を基に憲法改正州民表決が実施されることがある。また、憲法会議の招集の是非について、州民発案や議会提案型の州民表決のほか、州憲法等の規定に基づき定期的に州民表決が実施されることがある⁽²¹⁾。

⁽²⁰⁾ *ibid.*, pp.13-14.

⁽²¹⁾ “State constitutional conventions,” *op.cit.*(13) 有権者の票決に付さずに州議会の決定により憲法会議が招集される場合もある。

憲法会議は、1986年にロードアイランド州で招集された例を最後に招集されていないとされる⁽²²⁾。この憲法会議は、1984年11月6日に実施された招集の是非を問う定期的な州民表決において賛成票が過半数であったことにより招集され⁽²³⁾、その会議が提案した14件の憲法改正案が1986年11月4日に有権者の票決に付された。票決の結果、そのうちの8件が承認され、同州の憲法が改正された⁽²⁴⁾。

4 近年の傾向

(1) 実施件数

Ballotpedia⁽²⁵⁾が公開している各年の州民投票の一覧⁽²⁶⁾によれば、過去10年（2014～23年）の各年の州民投票の実施件数は、偶数年においては約130～170件、奇数年においては約30～40件で推移している（表1参照）。このように差があるのは、州民投票は州・連邦の選挙に合わせて偶数年の11月に実施されることが多い⁽²⁷⁾ためと見られる⁽²⁸⁾。

また、州民投票を、憲法改正州民発案、法律等に関する州民発案、請願型の州民表決、憲法改正州民表決、法律等に関する議会提案型の州民表決、その他の州民投票の6種類に分類した場合（本章第1節～第3節参照）、憲法改正州民表決が一番多く実施されている。これは、デラウェア州を除く全ての州で、州議会が可決した憲法改正案についての憲法改正州民表決が義務付けられていることが影響していると見られる（本章第2節（2）（i）参照）。

表1 州民投票の実施件数（2014～23年）

類型 \ 年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
①発案・憲法	8	1	25	1	26	0	15	1	11	1
②発案・法律	27	4	46	3	37	1	25	3	17	6
③表決（請願） ^(注)	5	0	5	0	5	1	4	0	2	0
④表決（議会提案）・憲法	91	16	69	16	66	19	69	23	89	31
⑤表決（議会提案）・法律	20	3	13	3	23	3	12	9	15	2
⑥その他	7	4	4	4	10	12	5	3	6	1
合計	158	28	162	27	167	36	129	39	140	41

（凡例）各類型の意味は次のとおり。「①発案・憲法」…憲法改正州民発案、「②発案・法律」…法律等に関する州民発案、「③表決（請願）」…請願型の州民表決、「④表決（議会提案）・憲法」…憲法改正州民表決、「⑤表決（議会提案）・法律」…法律等に関する議会提案型の州民表決、「⑥その他」…憲法会議の招集に関する州民投票、諮問的な事項に関する州民投票等。網掛けは偶数年。太字は各年で最も実施件数の多かった類型。①～③については、一定数の署名が必要。

（注）現時点において、憲法改正について請願型の州民表決が実施される州は存在しない。

（出典）“List of ballot measures by year.” Ballotpedia Website <https://ballotpedia.org/List_of_ballot_measures_by_year> に掲げられた各年のデータを基に筆者作成。

²² *ibid.*

²³ Kevin Frazier, “State Constitutional Conventions Explained,” May 28, 2024. State Court Report Website <<https://statecourtreport.org/our-work/analysis-opinion/state-constitutional-conventions-explained>> ロードアイランド州では、少なくとも10年ごとに憲法会議の招集について有権者の票決に付すこととされており、当該票決における投票数の過半数の賛成により憲法会議が招集される（ロードアイランド州憲法第14条第2節）。

²⁴ “1986 Constitutional Convention.” RhodeIslandConCon.info Website <https://rhodeisland.concon.info/?page_id=1208>

²⁵ Ballotpediaは、非営利団体により運営されている米国政治に関するインターネット上の百科事典である（“Who we are.” Ballotpedia Website <<https://ballotpedia.org/Ballotpedia:About>>）。

²⁶ “List of ballot measures by year.” Ballotpedia Website <https://ballotpedia.org/List_of_ballot_measures_by_year>

²⁷ Dave Tarr and Bob Benenson, *Elections A to Z*, 4th edition, Washington, D.C.: CQ Press, 2012, p.172.

²⁸ Donovan et al., *op.cit.*(3), p.120.

(2) 投票運動費用

州民投票における投票運動（賛否のいずれかに投票するよう勧誘する活動等）への寄附について、制限（寄附額に上限を設ける制限）を行うことは、連邦最高裁判所の判例により認められないと考えられている。1981年の連邦最高裁判所判決⁽²⁹⁾は、公職の候補者に係る選挙の場合と異なり投票運動には寄附の見返りとしての汚職の危険は存在しないとした上で、カリフォルニア州バークレー市が定めた投票運動への寄附制限は合衆国憲法修正第1条が保障する結社の権利と言論の自由に反するとした⁽³⁰⁾。また、支出制限を行うことも認められないと考えられている⁽³¹⁾。

2022年及び2023年に実施された州民投票運動に投じられた寄附額を分析したレポート⁽³²⁾によれば、2022年には約11億ドル（約1606億円）、2023年には約2億ドル（約292億円）の寄附が集められ、特に2022年のカリフォルニア州では、少なくとも7億ドル（約1022億円）の寄附が集められたとされている⁽³³⁾。また、2022年及び2023年は特に中絶の権利に関する州民投票に注目が集まり、7州（カリフォルニア州、カンザス州、ケンタッキー州、ミシガン州、モンタナ州、オハイオ州及びバーモント州）で行われた中絶の権利に係る州民投票に関して約2億2000万ドル（約321億2000万円）の寄附が集められたとされている⁽³⁴⁾。

なお、州民発案の場合、規模の大きい州では署名を集めるために100万ドル（1億4600万円）を超える費用を要するときもあり、一般の市民は利用し難い制度となっていることが指摘されている⁽³⁵⁾。

(3) インターネット広告規制

近年、諸外国では、国民投票運動や選挙運動に関連して、政治分野におけるインターネット広告規制が論点となっている⁽³⁶⁾。米国においてもこれを法律で規制する州が増えており⁽³⁷⁾、これらの州法における規制の在り方は主に2つの類型に分類することができる。第1の類型は単に広告主を開示することを要求するタイプの規制であり、第2の類型は広告主の開示に加えて、インターネット広告に係るアーカイブを作り記録を保持すること、すなわち広告データベースの作成を求めるタイプの規制である⁽³⁸⁾。

⁽²⁹⁾ Citizens Against Rent Control v. City of Berkeley, 454 U.S. 290 (1981).

⁽³⁰⁾ 同判決の解説として、右崎正博「住民投票の選挙運動への寄附制限と修正第一条の権利」『ジュリスト』813号、1984.5.15, pp.65-68を参照。

⁽³¹⁾ Deborah K. McKnight, “Constitutional Issues in the Initiative Process,” *HOUSE RESEARCH*, 2005.2, p.1. <<https://www.house.mn.gov/hrd/pubs/ss/ssinitcons.pdf>> なお選挙に関して、公職の候補者に対する寄附を制限することを合憲とし、公職の候補者による支出を制限することを違憲とした1976年の連邦最高裁判所判決がある（Buckley v. Valeo, 424 U.S. 1 (1976)）。同判決は、州民投票の投票運動に関する支出制限を行うことが認められないと考えられる根拠となっている（McKnight, *ibid.*）。同判決の解説として、大沢秀介「1 選挙運動の自由」憲法訴訟研究会・芦部信喜編著『アメリカ憲法判例』有斐閣、1998, pp.2-9を参照。

⁽³²⁾ Albert Serna Jr. and Jimmy Cloutier, “Ballot measures shape debates on hot-button issues, drawing millions in outside spending,” March 12, 2024. Open Secrets Website <<https://www.opensecrets.org/news/2024/03/ballot-measures-shape-debate-on-hot-button-issues-drawing-millions/>>

⁽³³⁾ *ibid.* 理由として、同州の人口、面積、メディア市場の規模等により費用が高額になること、同州では他の州と比較して州民投票の実施が法的に容易であること等が挙げられている。

⁽³⁴⁾ *ibid.*

⁽³⁵⁾ Donovan et al., *op.cit.*(3), p.138.

⁽³⁶⁾ 各国の状況については、国立国会図書館調査及び立法考査局編『諸外国の国民投票運動におけるオンライン広告規制』（調査資料2022-1-a 基本情報シリーズ29）国立国会図書館、2023. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12767871>>を参照。

⁽³⁷⁾ デジタル政治広告に関する連邦及び各州の規制の動向については、次を参照。小久保智淳「米国における州民投票とオンラインプラットフォーム規制—カリフォルニア州を中心に—」同上, pp.109-128. <<https://doi.org/10.11501/12767879>>

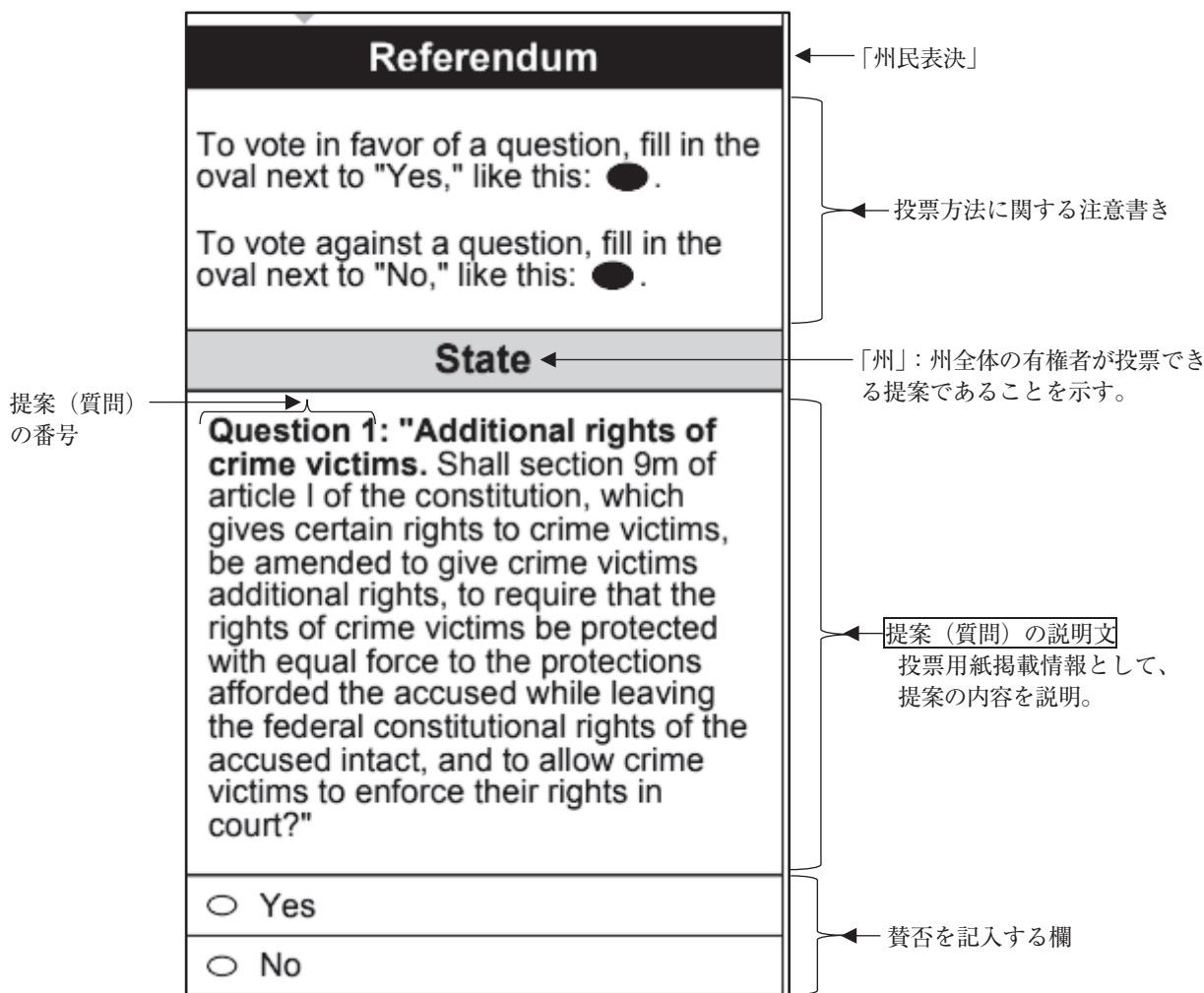
⁽³⁸⁾ “Digital Political Advertising: Disclosure and Recordkeeping Requirements,” 2022.1.27. Center for Information, Technology, and Public Life Website <https://citapdigitalpolitics.com/?page_id=44>

II 投票用紙掲載情報の具体例

「はじめに」で述べたように、州民投票の際、投票用紙には、有権者が投票対象を理解し、投票行動を決定する上で参考となる情報が掲載される。次章以降でこの投票用紙掲載情報に関する各州の法律等の規定や裁判所の判断例を概観する前提として、まず具体例を見ておく。

図2に掲げたのは、2020年4月7日にウィスコンシン州で実施された州民投票の投票用紙のうち、憲法改正州民表決に関する部分である。同州では、投票用紙に各提案（質問）に関する簡潔な説明文を掲載することとされており、これが投票用紙掲載情報に該当する（図2の説明文の内容及びその正確性をめぐる裁判所の判断については、第IV章第2節で紹介する。）。

図2 投票用紙掲載情報の例（ウィスコンシン州、2020年4月7日実施の州民投票）



(出典) “Official Ballot: Presidential Preference Vote, Nonpartisan Office and Referendum April 7, 2020.” Brown County Website <[https://www.browncountywi.gov/i/f/files/County-Clerk/Elections/Sample%20Ballots/2020/April/2020407%20Final%20\(SAMPLE\).pdf](https://www.browncountywi.gov/i/f/files/County-Clerk/Elections/Sample%20Ballots/2020/April/2020407%20Final%20(SAMPLE).pdf)> を基に筆者作成。

このような投票用紙掲載情報は、有権者が投票前に必ず目にする唯一の文章かつ最後の情報であるとされている⁽³⁹⁾。

⁽³⁹⁾ Craig M. Burnett and Vladimir Kogan, “When Does Ballot Language Influence Voter Choices? Evidence from a Survey Experiment,” *Political Communication*, Vol.32 No.1, 2015, p.110.

Ⅲ 憲法改正州民表決における投票用紙掲載情報に関する各州の規定

我が国の憲法改正国民投票は、国会が決定した憲法改正案について有権者の承認を必要とする⁽⁴⁰⁾点において憲法改正州民表決（第I章第2節（2）参照）と共通する。そこで、本章では憲法改正州民表決における投票用紙掲載情報⁽⁴¹⁾について、各州の憲法や法律等の規定を概観する⁽⁴²⁾。概観するに当たって、各州の規定を大きく掲載情報の内容に関するものと作成主体に関するものの2つに分類した⁽⁴³⁾。この点に関する各州の主な規定については、本稿末尾の別表を参照されたい。

1 掲載情報の内容に関する規定

本節では、掲載情報の内容に関する規定について、どのような項目を掲載するかという部分と、それらの掲載項目の記述方法に関する要件（具体的に何をどのように記述するかという要件）を定めた部分に分けて概観する。

(1) 掲載項目

多くの州では、題名（title）、要約（summary）などの掲載項目が定められている。フロリダ州（別表・No.9）の題名及び要約、ニューヨーク州（別表・No.32）の説明的な題名、要約及び説明文など、州によっては掲載項目を複数掲げている。こうした掲載項目は提案のテーマや内容を分かりやすく伝えることを目的とするものと見られるが、項目名は抽象的な用語であることから、掲載項目の記述方法に関する要件に係る規定を設けている州が多い（後述（2）参照）。

その他の掲載項目として、オレゴン州（別表・No.37）の財政影響評価など提案内容を財政的な観点から説明することを求めているもの、カリフォルニア州（別表・No.5）の「選挙公報に掲載される提案への賛否の意見を執筆した者のリスト」、ニューハンプシャー州（別表・No.29）の「州議会又は憲法会議での投票結果」など提案に対する賛否の動向を伝えることを求めているものが挙げられる。

なお、提案の法文を掲載項目とすることも考えられるが、その旨を定めているのは一部の州に限られる（カンザス州（別表・No.16）、ロードアイランド州（別表・No.39）等）⁽⁴⁴⁾。

(40) 日本国憲法の改正には、国会が発議した憲法改正案を国民投票に付し、そこで過半数の賛成による承認を経ることが必要である（日本国憲法第96条第1項）。

(41) 我が国の憲法改正国民投票の場合、投票用紙には賛否の記載欄及び記載に当たっての注意事項が印刷されるだけであり（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第56条第3項及び別記様式）、憲法改正案及びその要旨は、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に掲示することとされている（同法第65条第1項）。

(42) 有権者の署名が必要な手続である州民発案及び請願型の州民表決の場合は、提案をしようとする市民又は団体が投票用紙掲載情報を起草して署名を収集することが多い。そのため、これらの手続を採用している州においては、署名収集の際に提示する投票用紙掲載情報の作成に係る手続や、署名収集後に改めて州務長官等が投票用紙掲載情報を作成するかどうかといった点についても規定がある。

(43) 本章は、憲法改正州民表決における投票用紙掲載情報に関する各州の規定を網羅的に取り上げるものではない。例えば、形式的な点（各提案の最後に「この提案に賛成するか？反対するか？」といった定型文を挿入する等）について定められていると見られる規定、作成に当たって作成主体に助言をする機関に関する規定、投票用紙掲載情報に異議がある場合の司法手続に関する規定等は取り上げていない。

(44) アイオワ州（別表・No.15）やノースダコタ州（別表・No.34）では、法文は長文で掲載が困難でない場合に限り投票用紙に掲載される。アイオワ州では、掲載が困難な法文は投票ブース内に掲示される。また、類似の掲載項目としてニューハンプシャー州（別表・No.29）の「改正後の条文」が挙げられる。

(2) 掲載項目の記述方法に関する要件

掲載項目の記述方法に関する要件は、表現方法に要件を設けるもの、より具体的に記述すべき内容を指示するもの、分量（単語数）に上限を設けるものに大きく分けられる。掲載項目ごとにこれらの要件を組み合わせる定めている場合もある。

表現方法に関する要件としては、ノースダコタ州（別表・No.34）の「一般的かつ日常的な意味を持つ言葉を用いて、平易、明白、かつ読みやすく」記述するといった文章の分かりやすさ・読みやすさに関する要件、ミシガン州（別表・No.22）などの「賛否に偏見を生じさせないように、正しく公平に」記述するといった中立性・公平性に関する要件が挙げられる。表現方法に関する要件は抽象的にならざるを得ないと見られるが、アラスカ州（別表・No.2）及びニューヨーク州（別表・No.32）では読みやすさについて定量的な基準を設けている。

より具体的に記述すべき内容としては、提案の目的や効果が挙げられる。例えばカンザス州（別表・No.16）では、題名に「提案の趣旨又は目的及び提案の賛否の効果」を記述することとされている。なお、カリフォルニア州（別表・No.5）では「題名及び要約の簡略版」に財政影響評価を含めることが定められているなど、ある州では掲載項目として定められているものが別の州では掲載項目の記述方法に関する要件として定められている場合もある。

単語数の上限は短いものでアラスカ州（別表・No.2）の題名の6語、長いものでオクラホマ州（別表・No.36）の題名⁽⁴⁵⁾の300語など様々である。オレゴン州（別表・No.37）のように、掲載項目ごとに表現方法及び具体的に記述すべき内容を定めた上で単語数の上限を設けている例もある。

2 作成主体に関する規定

(1) 州議会

憲法改正州民表決において、投票用紙掲載情報の作成主体としてまず考えられるのは、憲法改正案を決定する立場にある州議会である。

フロリダ州（別表・No.9）やイリノイ州（別表・No.13）などでは州議会が作成主体であることが明示的に定められている⁽⁴⁶⁾。一方で、作成主体に関する規定がない場合であっても、カンザス州（別表・No.16）などでは、州議会が可決した文書（共同決議等）に投票用紙掲載情報が掲載されることもある⁽⁴⁷⁾。

また、モンタナ州（別表・No.26）のように、州議会が作成しなかった場合は州議会でない機関（同州の場合は司法長官）が作成するとしている州もある⁽⁴⁸⁾。

(45) 題名 (title) と表現されているものの、公式投票用紙の見本等に鑑みると、提案の要約に相当すると考えられる。

(46) ニューメキシコ州（別表・No.31）は掲載項目として「州議会の共同決議の題名」を掲げている。

(47) 例えば、同州で2022年11月に票決に付された提案（憲法改正提案第1号）の題名は、同州の下院共同決議第5014号（2021年）第2条に掲載されている（“Session of 2021: House Concurrent Resolution No. 5014.” Kansas Legislature Website <https://kslegislature.gov/li_2022/b2021_22/measures/documents/hcr5014_00_0000.pdf>; “Kansas official sample ballots, 2022.” Ballotpedia Website <https://ballotpedia.org/Kansas_official_sample_ballots_2022>）。

(48) なお、オクラホマ州（別表・No.36）のように、州議会が作成した投票用紙掲載情報について州議会でない機関（同州の場合は司法長官）が審査し、修正する権限を有する例がある（同州注釈付き制定法集第34編第9節C項(1)）。例えば、2020年11月3日に同州で有権者の票決に付された憲法改正州民表決（質問第814号）参照（“ENROLLED SENATE JOINT RESOLUTION 27: ENACTED BY THE 2nd REGULAR SESSION OF THE 57th LEGISLATURE OF THE STATE OF OKLAHOMA NUMBERED BY THE SECRETARY OF STATE.” Oklahoma Secretary of State Website <<https://www.sos.state.ok.us/documents/questions/814.pdf>>）。

(2) 州議会以外の機関

州によっては、州議会以外の機関が作成主体となることを定めていることがあり、そのような例として、①行政機関及び②州議会に所属する者と州議会外の者で構成される機関が挙げられる。

①の例として、アラスカ州（別表・No.2）の副知事、アリゾナ州（別表・No.3）の州務長官、カリフォルニア州（別表・No.5）の司法長官などが挙げられる。

②の例として、アラバマ州（別表・No.1）の公正投票委員会、サウスカロライナ州（別表・No.40）の憲法投票委員会が挙げられる。アラバマ州の公正投票委員会は、18人の委員で構成され、委員には州知事や州議会下院の議長のほか、民間人（弁護士及び非弁護士）や州内の3大学が推薦する者が含まれるなど、委員の多さや多様性を確保している。

また、財政的な観点からの説明を掲載することとされている州（本章第1節（1）参照）では、その部分のみ別の機関が作成する旨を定めている場合がある。具体例として、カリフォルニア州（別表・No.5）、モンタナ州（別表・No.26）及びノースダコタ州（別表・No.34）が挙げられる。

IV 投票用紙掲載情報の正確性をめぐる裁判所の判断例

投票用紙掲載情報が有権者を誤解させるものであるとして、その正確性及び提案の有効性について、裁判所の判断が求められる場合がある。そこで、第1節で州最高裁の判断等の蓄積があるとされるフロリダ州の事例を2件、第2節で最近の例としてウイスコンシン州の事例を1件紹介する。

1 フロリダ州の事例

フロリダ州では、憲法改正州民表決（フロリダ州憲法第11条第1節及び第5節）に加えて、憲法改正州民発案（同条第3節及び第5節）も認められている。

本節では、それぞれの場合において、投票用紙掲載情報が不正確であったと判断された事例を紹介する。以下本節においてフロリダ州憲法を「州憲法」、フロリダ州制定法集（Florida Statutes）を「州制定法集」、フロリダ州最高裁判所（Supreme Court of Florida）を「州最高裁」という。

(1) 憲法改正州民表決に関する事例

(i) 事案の概要

1998年5月1日、死刑及びその執行方法を定めた州憲法第1条第17節の規定を改正するための共同決議案が州議会を通過した⁽⁴⁹⁾。同年11月3日、共同決議に基づく提案（以下「1998年提案」という。）が有権者の票決に付された⁽⁵⁰⁾。

フロリダ州では、投票用紙掲載情報として提案の題名（15語以内）及び要約（75語以内）

⁽⁴⁹⁾ “HB 3505: Death Penalty/Execution Method.” The Florida Senate Website <<https://www.flsenate.gov/Session/Bill/1998/3505>>

⁽⁵⁰⁾ “Preservation of the Death Penalty; United States Supreme Court Interpretation of Cruel and Unusual Punishment,” 1998.5.5. Florida Divisions of Elections Website <<https://dos.elections.myflorida.com/initiatives/initdetail.asp?account=10&seqnum=2>>

が掲載されることとされており（別表・No.9 参照）、州議会が憲法改正を提案する場合にはその共同決議に題名及び要約が含まれる。題名は提案が引用・言及される際に共通して用いられるものとされ、要約は提案の主目的を明確かつ一義的な言葉で記述しなければならない（州制定法集第 9 編第 101 章第 161 節第 3 項 (a)）。

1998 年提案の題名及び要約は次の図 3 のとおりである。

図 3 1998 年提案の投票用紙掲載情報

【題名】
死刑の維持；残虐かつ異常な刑罰に関する連邦最高裁判所の解釈

【要約】
死刑を維持し、及び連邦憲法が禁止していない限りにおいていかなる執行方法も認めることとなるように、州憲法第 1 条第 17 節の改正を提案する。残虐かつ／又は異常な刑罰（cruel and/or unusual punishment）の禁止の解釈について、連邦最高裁判所による連邦憲法修正第 8 条の解釈に従うことを義務付ける。執行方法の無効に基づく死刑判決の減刑を禁止し、また、判決の効力の継続を定める。遡及適用を定める。

（出典）“Preservation of the Death Penalty; United States Supreme Court Interpretation of Cruel and Unusual Punishment.” Florida Divisions of Elections Website <<https://dos.elections.myflorida.com/initiatives/fulltext/pdf/10-2.pdf>> を基に筆者作成。

また、共同決議の法文を基に、改正箇所を新旧対照表形式で示すと表 2 のとおりである。

表 2 1998 年提案における州憲法第 1 条第 17 節の改正

改 正 前	改 正 後
第 1 条 権利宣言 第 17 節 過度な刑罰	第 1 条 権利宣言 第 17 節 過度な刑罰
過度の罰金、残虐又は異常な刑罰、私権剥奪、財産の没収、無期の拘禁刑及び証人の不当な拘束は、禁止される。	過度の罰金、残虐かつ異常な刑罰、私権剥奪、財産の没収、無期の拘禁刑及び証人の不当な拘束は禁止される。 <u>死刑は、州議会が指定する死刑を科し得る犯罪（capital crimes）に対して認められた刑罰である。残虐又は異常な刑罰及び残虐かつ異常な刑罰は、合衆国憲法修正第 8 条に規定する残虐かつ異常な刑罰の禁止を解釈する連邦最高裁判所の判決に従って解釈されるものとする。合衆国憲法により禁止されている場合を除き、いかなる執行方法も認められるものとする。執行方法は州議会が指定し、また、その変更は遡及して適用することができる。死刑判決は、執行方法の無効を理由として減刑してはならない。執行方法が無効とされた場合、その死刑判決は、有効な方法によって適法に執行されるまで効力を有する。この節の規定は、遡及して適用する。</u>

（凡例）下線部分は改正部分。（）内は原つづり。

（出典）“Preservation of the Death Penalty; United States Supreme Court Interpretation of Cruel and Unusual Punishment.” Florida Divisions of Elections Website <<https://dos.elections.myflorida.com/initiatives/fulltext/pdf/10-2.pdf>>; “A joint resolution proposing an amendment to s.17, Art. I of the State Constitution, relating to excessive punishment.” The Florida Senate Website <<https://www.flsenate.gov/Session/Bill/1998/3505/BillText/er/PDF>> 等を基に筆者作成。

票決の結果、1998年提案は投票数の70%を超える賛成票により承認された⁽⁵¹⁾(必要な賛成票は提案に対する投票数の60%。州憲法第11条第5節)。しかし、1998年提案の題名及び要約が不正確であったとしてその有効性に関する訴訟が提起された。

(ii) 州最高裁の判断の概要

意見確認⁽⁵²⁾を求められた州最高裁は、2000年9月7日、1998年提案の題名及び要約は不正確であったとして、1998年提案を無効とする判断を示した⁽⁵³⁾。

州最高裁は、まず、投票用紙掲載情報の重要性について、(フロリダ州においては)有権者は投票の際に提案の法文を目にしないことから投票用紙に掲載された提案の題名及び要約の正確性は重要であるとした。

その上で、憲法改正案が有権者の票決に付されることを定めた州憲法第11条第5節には、提案を投票用紙に正確に記述しなければならないとする正確性の要件が暗黙のうちに含まれており、州制定法集第9編第101章第161節第3項(本項(i)参照)は、この正確性の要件を明文化したものであるとした。さらに、過去の判例を基に、正確性の要件の要点は、(投票用紙掲載情報において)提案の真の効果を偽ってはならず、かつ隠してはならないという点にあるとした。

そして1998年提案について、有権者は投票用紙を見ただけでは(題名及び要約だけでは)、条文上「残虐又は異常な刑罰」の禁止が「残虐かつ異常な刑罰」の禁止に改められること(表2参照)を知ることができず、また、そのことによりフロリダ州権利宣言である州憲法第1条にとって不可欠な部分である「残虐又は異常な刑罰」を禁止する規定を無効にするという提案の真の効果を知らなかったとした。さらに、有権者の票決により欠陥は治癒されたとする被告(州務長官)の主張に対して、1998年提案の要約のように提案の核心において欠陥がある場合には、有権者が提案のありのままを知らされていたときの票決の結果を確定的に述べることはできないとして、これを退けた。

結論として、1998年提案は州憲法第11条第5節の正確性の要件に明白かつ決定的に違反したとして、当該提案は投票用紙から削除されなければならないとの判断を示した。

(iii) その後の状況

州最高裁の判断が示された後、州議会両院は1998年提案と同一の法文から成る共同決議案⁽⁵⁴⁾を改めて可決した。2002年5月11日、共同決議に基づく提案(以下「2002年提案」という。)が有権者の票決に付された。2002年提案は、投票数の約70%の賛成票により承認された⁽⁵⁵⁾。

2002年提案の要約は、冒頭で1998年提案と2002年提案が同一の内容であること、1998年提案は有権者の票決で承認されたが、投票用紙の要約が不正確であるとして州最高裁により無効とされたことを紹介した上で、州最高裁のいう「提案の真の効果」を記載した。すなわち、

(51) *ibid.*

(52) 意見確認(Certification)とは、下級審で問題となった法律問題について、上級審たるべき最高裁判所の判断を仰ぐ手続のことをいう(田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.133)。

(53) *Armstrong v. Harris*, 773 So. 2d 7 (Fla. 2000).

(54) "A joint resolution proposing an amendment to Section 17 of Article I of the State Constitution relating to excessive punishment." The Florida Senate Website <<https://www.flsenate.gov/Session/Bill/2001/951/BillText/er/PDF>>

(55) "Amending Article I, Section 17 of the State Constitution," 2001.5.30. Florida Divisions of Elections Website <<https://dos.elections.myflorida.com/initiatives/initdetail.asp?account=10&seqnum=36>>

州憲法第 17 条第 1 節の「残虐又は異常な刑罰」の禁止を、連邦憲法修正第 8 条の文言に合わせて、「残虐かつ異常な刑罰」の禁止に改めることが明記された。さらに、要約の最後には見え消しの方法による改正後の条文も記載された⁽⁵⁶⁾。

(2) 憲法改正州民発案に関する事例

(i) 事案の概要

2019 年 1 月 11 日、フロリダ州の政治団体 Ban Assault Weapons Now は、武器を携帯する権利を保障した州憲法第 1 条第 8 節に特定の銃の所持を制限する (e) 項を新設すること (以下「2019 年提案」という。) の実現を目指して、州民発案の手続を開始した⁽⁵⁷⁾。

憲法改正州民発案の場合、投票用紙掲載情報として、提案者が作成した提案の題名及び要約⁽⁵⁸⁾が投票用紙に掲載される。題名は提案が引用・言及される際に共通して引用されるものとされ、要約は提案の主目的を明確かつ一義的な言葉で記述しなければならない (州制定法集第 9 編第 101 章第 161 節第 1 項)。

2019 年提案の題名及び要約は次の図 4 のとおりである。

図 4 2019 年提案の投票用紙掲載情報

<p>【題名】 特定の対人殺傷用銃器の所持の禁止</p> <p>【要約】 対人殺傷用銃器 (固定式又は着脱式の弾倉その他の給弾装置に同時に 10 発を超える弾薬を収容することができる半自動型の小銃及び散弾銃をいう。) の所持を禁止する。拳銃の所持は禁止されない。職務を遂行する際の軍及び法執行機関の職員には適用しない。施行日前に適法に所持された対人殺傷用銃器には適用せず、登録を義務付ける。改正規定の違反に対する刑事罰を設ける。</p>
--

(出典) “Prohibits possession of defined assault weapons.” Florida Divisions of Elections Website <https://initiativepetitions.elections.myflorida.com/InitiativeForms/Fulltext/Fulltext_1901_EN.pdf> を基に筆者作成。

また、2019 年提案の法文を基に、州憲法の改正箇所を示すと次のとおりである⁽⁵⁹⁾。

第 1 条 権利宣言

第 8 節 武器を携帯する権利

(a) 自衛のため、及び州の合法的な権能を守るために武器を保有し、及び携帯する人民

⁽⁵⁶⁾ “Amending Article I, Section 17 of the State Constitution.” Florida Divisions of Elections Website <<https://dos.elections.myflorida.com/initiatives/fulltext/pdf/10-36.pdf>> このような大幅な記述の追加により、2002 年提案の要約の単語数は、上限である 75 語 (本項 (i) 参照) を超過した。

⁽⁵⁷⁾ “Prohibits possession of defined assault weapons,” 2019.1.11. Florida Divisions of Elections Website <<https://dos.elections.myflorida.com/initiatives/initdetail.asp?account=70490&seqnum=3>>

⁽⁵⁸⁾ 州民発案の場合、提案の題名及び要約は提案者が作成する (“Initiative Petition Handbook (2024 Election Cycle),” pp.3, 23. Florida Department of State Website <<https://files.floridados.gov/media/708039/final-master-2024-cycle-initiative-petition-sponsoring-political-committee-user-guide-approved-2023-september-correction.pdf>>)。

⁽⁵⁹⁾ “Prohibits possession of defined assault weapons.” Florida Divisions of Elections Website <https://initiativepetitions.elections.myflorida.com/InitiativeForms/Fulltext/Fulltext_1901_EN.pdf>

の権利は、侵してはならない。ただし、武器を携帯する方法を法で規制することができる。

(b)~(d) [略]

(e) フロリダにおいては、この項に定める場合を除き、この項で定義する対人殺傷用銃器の所持は禁止される。[以下略]

1) 定義 [略]

2) 制限

a)~c) [略]

d) ある者が、施行日前に適法に対人殺傷用銃器を所持していた場合において、次に掲げるときは、当該者による当該対人殺傷用銃器の所持は、違法でない。

(1) 施行日後1年間

(2) 当該者が、施行日から1年以内に、施行日前に当該対人殺傷用銃器を適法に所持していた旨の宣誓供述書又は認証供述書を提出し、並びに当該対人殺傷用銃器を種類、型及び製造番号で特定することにより、フロリダ法執行省又はその後継機関に登録したとき。[以下略]

3)~6) [略]

(下線部が2019年提案により新設される規定)

憲法改正州民発案の場合、司法長官は州最高裁に、提案（題名及び要約を含む。）が法令に規定する要件を満たしているかといった点について、勧告的意見（advisory opinion）を求めなければならない（州憲法第4条第10節及び州制定法集第4編第16章第061節）。州最高裁が題名と要約に欠陥があるとの勧告をした場合、提案は無効となるとする州最高裁の判例がある⁽⁶⁰⁾。

州最高裁は2020年6月4日、2019年提案に関する勧告的意見を示した⁽⁶¹⁾。

(ii) 州最高裁の判断の概要

州最高裁はまず、勧告的意見においては提案の価値や見識を取り上げてはならず、①単一主題原則⁽⁶²⁾に関する要件並びに②投票用紙の題名及び要約に関する要件を満たしているかという点について明白かつ決定的に欠陥がない限り提案を有効としなければならないとした。2019年提案については、上記の要件のうち②の投票用紙の題名及び要約に関する要件を満たしているかが問題となった。

州最高裁は、投票用紙の題名及び要約に関する要件とは州制定法集第9編第101章第161節第1項（本項（i）参照）の規定をいうとし、同項の規定の趣旨は、有権者が提案の目的について誤解することなく十分な情報に基づいて投票を行うことを可能とすることであるとした。そして、この要件に違反したかどうかを判断するに当たっては、投票用紙の題名及び要約がそれを読んだ公衆を誤解させるかどうか等について検討しなければならないとした。

⁽⁶⁰⁾ Ray v. Mortham, 742 So. 2d 1276 (Fla. 1999).

⁽⁶¹⁾ “ADVISORY OPINION TO THE ATTORNEY GENERAL RE: PROHIBITS POSSESSION OF DEFINED ASSAULT WEAPONS,” No. SC19-1266, June 4, 2020. Florida Courts Website <<https://acis-api.flcourts.gov/courts/68f021c4-6a44-4735-9a76-5360b2e8af13/cms/case/acf54e75-071c-4106-8cec-e403a2a4ceb3/docketentrydocuments/e91a6837-ee2f-43f7-bbc5-53618c85cb84>>

⁽⁶²⁾ 州民発案による憲法改正には、原則として1つの主題及び事柄のみが含まれる（州憲法第11条第3節）。

この観点から問題となったのは、2019年提案の要約中「施行日前に適法に所持された対人殺傷用銃器には適用せず」という部分である。この部分は、施行日前に適法に所持された対人殺傷用銃器を、施行日後に引き渡された者が所持することが認められるかのように読める。しかし、提案の法文によれば、施行日後も所持を認められるのはその前から対人殺傷用銃器を所持していた者に限られる（「ある者が、施行日前に適法に対人殺傷用銃器を所持していた場合…（中略）…当該者による当該対人殺傷用銃器の所持は、違法でない」）。

要約はこの点について正確に記述しておらず有権者に誤解を与えているとし、2019年提案は無効であるとした。本勧告的意見により、2019年提案は有権者の票決に付されなかった⁽⁶³⁾。

(3) 州最高裁の判断に対する考察

リチャード・E・リーヴィ（Richard E. Levy）カンザス大学ロースクール教授は、本節（1）及び（2）で紹介した事例などを分析し、州最高裁の審査基準を整理した。同教授によれば、州最高裁は、憲法改正に関する提案について、州憲法上の黙示の要件として提案の題名及び要約は正確でなければならないと考えている。そして、この要件に対する違反が認められるのは題名及び要約に明白かつ決定的な欠陥がある場合に限られ、明白かつ決定的な欠陥は、投票用紙掲載情報が積極的に誤解を招いたとき（提案の目的や効果に関して虚偽の情報を提供し、又は誤った印象を与えた）又は重要な情報を記述しなかったときに認められる可能性がある⁽⁶⁴⁾。

2 ウィスコンシン州の事例

ウィスコンシン州では州民発案及び請願型の州民表決は認められておらず、議会提案型の州民表決による憲法改正が認められている（ウィスコンシン州憲法第12条第1節）。

本節では、憲法改正州民表決において投票用紙掲載情報が不正確であるとは認められなかった事例を紹介する。以下本節においてウィスコンシン州憲法を「州憲法」、ウィスコンシン州注釈付き制定法集（Wisconsin Statutes and Annotations）を「州注釈付き制定法集」、ウィスコンシン州最高裁判所（Wisconsin Supreme Court）を「州最高裁」という。

(1) 事案の概要

2019年5月15日、犯罪被害者の権利の保障に係る州憲法第1条第9m節を改正するための共同決議案⁽⁶⁵⁾が州議会を通過した。2020年4月7日、共同決議に基づく提案（以下「2020年提案」という。）が有権者の票決に付された⁽⁶⁶⁾。

ウィスコンシン州では、投票用紙掲載情報として提案に関する簡潔な説明文が掲載されるこ

⁽⁶³⁾ “Prohibits possession of defined assault weapons,” *op.cit.*⁽⁵⁷⁾

⁽⁶⁴⁾ Richard E. Levy, “Dubious Propositions: Misleading Ballot Language and Constitutional Amendments in Kansas,” *University of Kansas Law Review*, Vol.71 No.5, June 2023, pp.688-689.

⁽⁶⁵⁾ ウィスコンシン州では、憲法改正案を有権者の票決に付すためには、2つの連続する立法期において各議院の議員の過半数による賛成が必要である（州憲法第12条第1節）。この事案では、2017年上院提案合同決議第53号及び2019年上院提案合同決議第2号が各議院で可決されている（“2017 Senate Joint Resolution 53.” LegiScan Website <<https://legiscan.com/WI/text/SJR53/id/1657651>>; “2019 Senate Joint Resolution 2.” *ibid.* <<https://legiscan.com/WI/text/SJR2/id/2022079>>）。

⁽⁶⁶⁾ “Official Ballot: Presidential Preference Vote, Nonpartisan Office and Referendum April 7, 2020,” p.S1. Brown County Website <[https://www.browncountywi.gov/i/f/files/County-Clerk/Elections/Sample%20Ballots/2020/April/2020407%20Final%20\(SAMPLE\).pdf](https://www.browncountywi.gov/i/f/files/County-Clerk/Elections/Sample%20Ballots/2020/April/2020407%20Final%20(SAMPLE).pdf)>

ととされている（別表・No.49 参照）。2020 年提案の説明文は次の図 5 のとおりである（当該説明文を含む投票用紙のイメージについては、第 II 章を参照）。

図 5 2020 年提案の投票用紙掲載情報

【説明文】

犯罪被害者の追加的権利。犯罪被害者に一定の権利を付与する憲法第 1 条第 9m 節を改正して、犯罪被害者に追加的権利を付与し、被告人の連邦憲法上の権利を維持しつつ犯罪被害者の権利が被告人に与えられる保護と同等に保護されることを定め、及び犯罪被害者が法廷でその権利を実現できるようにするか？

(凡例) 太字は原文のまま。

(出典) “2019 Senate Joint Resolution 2.” LegiScan Website <<https://legiscan.com/WI/text/SJR2/id/2022079>> を基に筆者作成。

また、共同決議の法文を基に、改正箇所を新旧対照表形式で示すと表 3 のとおりである（以下、2020 年提案による改正前の州憲法第 1 条第 9m 節の規定を「改正前第 9m 節」、改正後の規定を「改正後第 9m 節」という。）。

表 3 2020 年提案における州憲法第 1 条第 9m 節の改正

	改正前	改正後
	第 1 条 権利宣言 第 9m 節 犯罪被害者	第 1 条 権利宣言 第 9m 節 犯罪被害者
①	[2020 年提案により新設]	(1) [略]
②	[第 1 文] 州は、法律で定義された犯罪被害者を公正に、 尊厳を持って、かつ、そのプライバシーを尊重して 遇するものとする。 [第 2 文] 州は、犯罪被害者が、法律の定めるところ により、次に掲げる特権及び保護の全てを受けるこ とを保障するものとする。 ・ [略] ・ 裁判手続に参加する機会（被告人の公正な裁判のた めに隔離が必要であると裁判所が判断した場合を除 く。） ・ [略]	(2) 刑事司法及び少年司法の手続を通じて正義及び 適正手続に対する被害者の権利を保持し、及び保護 するために、被害者には次に掲げる全ての権利が与 えられるものとし、これらの権利は被害が発生した 時点で生じ、かつ、被告人に与えられる保護に劣ら ないように法によって保護されるものとする。 (a)～(d) [略] (e) 要求に基づき、事件に関係する全ての手続に参 加すること。 (f)～(p) [略]
③	[第 3 文略]	(3) [略]
④	[第 4 文] この節及びこの節に基づき制定される制定 法のいかなる規定も、法律に定められた被告人の権 利を制限するものではない。	[削除]
⑤	[2020 年提案により新設]	(4)～(5) [略]
⑥	[2020 年提案により新設]	(6) この節は、被告人の連邦憲法上の権利を破棄し、 又はいかなる被害者にも訴訟当事者としての地位を 与えようとするものではなく、また、そのように解 釈してはならない。

(凡例) 下線部分は改正部分。[] 及び「・」は筆者の補記。各列の対応は筆者の整理によるもの。

(出典) 2019 Wisconsin Statutes & Annotations; “2019 Senate Joint Resolution 2.” LegiScan Website <<https://legiscan.com/WI/text/SJR2/id/2022079>> 等を基に筆者作成。

票決の結果、2020年提案は70%を超える賛成票を得て承認された（必要な賛成票は提案に対する投票数の過半数。州憲法第12条第1節）⁽⁶⁷⁾。しかし、2020年提案の説明文は提案のあらゆる要点を提示したとはいえ、憲法改正案は州議会の定めるところにより有権者の票決に付されなければならないとした州憲法第12条第1節に違反するなどとして、2020年提案の無効確認等を求める訴訟が提起された。

(2) 下級審の判断

第一審の巡回裁判所は、2020年11月3日、投票用紙の説明文が憲法上及び法律上の要件を満たしていないとし、2020年提案は州憲法第12条第1節に違反していたとした。ただし、判決が確定するまで2020年提案による改正は有効とされた⁽⁶⁸⁾。

上訴を受けた控訴裁判所は、2021年12月21日、巡回裁判所の判決理由を次の3点に整理した上で州最高裁に意見確認⁽⁶⁹⁾を求めた⁽⁷⁰⁾。

- ①**要点の一部不提示** 投票用紙の説明文は、被告人に対する州憲法上の権利の保護に関する規定の削除（改正前第9m節第2文及び第4文。表3②及び④参照）に言及しておらず、「あらゆる要点」の審査基準（説明文には提案のあらゆる要点が取り上げられていなければならないとするもの）を満たしていない。
- ②**誤解を招く記述の存在** 投票用紙の説明文は被告人の連邦憲法上の権利の維持に言及している一方で、被告人の公正な裁判のために被害者の裁判参加の権利を制限する規定を削除すること（改正前第9m節第2文。表3②参照）や、州憲法等が被告人の権利を制限するものではないことを定めた規定（改正前第9m節第4文。表3④参照）を被告人の連邦憲法上の権利を保障する規定に置き換えること（改正後第9m節第6項。表3⑥参照）には言及していない。
- ③**提案の分割の必要性** 提案の分割に関する州憲法の規定⁽⁷¹⁾に関連して、提案中被告人の権利を縮減する規定は犯罪被害者の権利拡大という目的を実現するものではないことから、この部分は別個の憲法改正として扱う必要があった。

(3) 州最高裁の判断

州最高裁は、2023年5月16日、巡回裁判所の判断を覆して2020年提案を有効とする判決（以下「2023年判決」という。）を下した⁽⁷²⁾。

2023年判決は、巡回裁判所が過去の判例を基に審査基準として設定した「あらゆる要点」の基準を否定した（(2)①関連）。

⁽⁶⁷⁾ “WEC Canvass Reporting System County by County Report 2020 Spring Election and Presidential Preference Vote: Statewide Referendum,” p.3. Wisconsin Elections Commission Website <https://elections.wi.gov/sites/default/files/legacy/County%2520by%2520County%2520Report_Statewide%2520Referendum.pdf>

⁽⁶⁸⁾ Wis. Justice Initiative v. Wis. Elections Comm’n, 2020 Wisc. Cir.

⁽⁶⁹⁾ 田中ほか編 前掲注52参照

⁽⁷⁰⁾ Wis. Justice Initiative v. Wis. Elections Comm’n, 2021 Wisc. App. <<https://www.wicourts.gov/ca/cert/DisplayDocument.pdf?content=pdf&seqNo=466212>>

⁽⁷¹⁾ 複数の憲法改正案が票決に付される場合、州民がそれぞれについて賛否を投じられるような方法で票決に付されなければならない（州憲法第12条第1節）。

⁽⁷²⁾ Wis. Just. Initiative, Inc. v. Wis. Elections Comm’n, 2023 WI 38. 407 Wis. 2d 87, 990 N.W.2d 122. <<https://www.wicourts.gov/sc/opinion/DisplayDocument.pdf?content=pdf&seqNo=656770>>

また、提案を有権者の票決に付す際の形式や内容について州憲法には明確な規定がなく、提案を票決に付したと認められない場合とは根本的に事実を反する場合に限られると解釈した上で、説明文の記述は根本的に事実を反するとはいえないとした（(2) ①及び②関連）。

提案の分割についても、2020年提案の内容は全て犯罪被害者の権利拡大・保護という同じ一般的な目的に関連しているとし、その必要性を否定した（(2) ③関連）。

(4) 州最高裁の判断に対する考察

2023年判決においては、7人の判事のうち4人が投票用紙掲載情報の提示に関する司法審査は限定的であるとする意見を、残りの3人がより厳格な司法審査が必要であるとする意見を述べており⁽⁷³⁾、判事の中に司法の役割をめぐる見解の対立があるとされている⁽⁷⁴⁾。

例えば、レベッカ・ブラッドリー（Rebecca Grassl Bradley）判事は補足意見において、本判決は政治的問題を決定する場としての州議会において議員が行使する排他的権利を維持するものであり、民主主義を保護するものであるとした。一方で、アン・ブラッドリー（Ann Walsh Bradley）判事は反対意見において、「あらゆる要点」（(2) ①参照）が正確に記述されていない場合、州民は誤解した状態で憲法改正案に対して票決をしたことになり、民主主義が傷つけられたといえることから、これを防止するためにより厳格な司法審査が必要であるとした⁽⁷⁵⁾。

おわりに

州民投票において、投票用紙掲載情報は、有権者が投票前に必ず目にする唯一の文章かつ最後の情報として重要な役割を有するとされている⁽⁷⁶⁾。

憲法改正州民表決を例にとると、多くの州では、投票用紙掲載情報として何をどのように記述すればよいのか、法律等に規定を設けている（第Ⅲ章参照）。州によって規定の内容は異なるものの、こうした規定はおおむね有権者の選択に影響を与え得る投票用紙掲載情報をより公平に、正確にかつ分かりやすくするために設けられたものといえる。

また、投票用紙掲載情報の作成主体について法律等に規定を設けている州も多い。同様に憲法改正州民表決を例にとると、作成主体としてまず考えられるのは憲法改正案を決定する立場にある州議会であり、作成主体に関する規定がない場合であっても州議会が可決した文書（共同決議等）で投票用紙掲載情報が定められている例がある。一方で、州議会以外の機関を作成主体として規定している州もある（第Ⅲ章参照）。

投票用紙掲載情報の正確性をめぐって裁判所の判断が下されることもある（第Ⅳ章参照）。フロリダ州の事例（同章第1節参照）では、投票用紙掲載情報が不正確であったとして、既に票決に付された憲法改正州民表決や、票決に付される予定であった憲法改正州民発案が無効と

⁽⁷³⁾ *ibid.* ただし、2023年判決のうち2020年提案を有効とする部分については7人の判事のうち6人が賛成している（多数意見に同調した判事2人とこれに反対した判事1人を合わせた3人がより厳格な司法審査が必要とする意見を述べた。）。

⁽⁷⁴⁾ Dustin Brown, “At the Wisconsin Supreme Court, Marsy’s Law survives as the justices clash over constitutional interpretation,” 2023.5.16. State Democracy Research Initiative Website <<https://statedemocracy.law.wisc.edu/featured/2023/at-the-wisconsin-supreme-court-marsys-law-survives-as-the-justices-clash-over-constitutional-interpretation/>>

⁽⁷⁵⁾ Wis. Just. Initiative, Inc. v. Wis. Elections Comm’n, *op.cit.*⁽⁷²⁾

⁽⁷⁶⁾ Burnett and Kogan, *op.cit.*⁽³⁹⁾

された。フロリダ州等の事例を基に、投票用紙掲載情報が正確であったか否かを判断する方法として、①まず不正確な記述を特定し、②次にその不正確な記述が合理的な有権者に誤解を与える可能性があるかどうかを検討し、③最後に不正確で誤解を与えるような投票用紙の記述が票決の結果に影響を与えるのに十分な数の有権者に影響を与えた（あるいは与える可能性がある）かどうかを問うという3段階の審査を行うべきであるとの提案がある⁽⁷⁷⁾。

一方で、ウィスコンシン州の事例（第IV章第2節参照）では、投票用紙掲載情報は不正確ではなかったとして既に票決に付された憲法改正州民表決を有効としたが、投票用紙掲載情報についてどこまで厳格な司法審査をすべきかという点について見解の対立が見られた。判事の間では、州民の代表である州議会の決定を尊重する観点からこれを否定的に考える見解と、誤った情報による意思決定を防止する観点や、提案を公正に評価し、投票する州民の権利と州議会の権限との均衡を図る観点からこれを肯定的に考える見解が対立していると考えられている⁽⁷⁸⁾。

本稿では、米国各州の州民投票について、主に憲法改正州民表決における投票用紙掲載情報に焦点を当てて、法律等の規定や裁判所の判断例を見てきた。今後も制度改正や裁判所の判断例が積み重ねられることが予想されるところであり、その動向が注目される。

(おおご あきふみ)

⁽⁷⁷⁾ Levy, *op.cit.*(64), pp.715-719.

⁽⁷⁸⁾ Brown, *op.cit.*(74)

別表 憲法改正州民表決における投票用紙掲載情報に関する各州の主な規定

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
1	アラバマ	<ul style="list-style-type: none"> 内容又は主題 <ul style="list-style-type: none"> → 憲法改正案の本質を明確にするように記述 [法典第 17 編第 6 章第 41 節] 	<ul style="list-style-type: none"> 公正投票委員会 <ul style="list-style-type: none"> → 次の①～④に掲げる 18 人で構成 <ul style="list-style-type: none"> ① 州知事、副知事、農業産業長官、州議会下院議長及び州務長官又はこれらが指名する者 (計 5 人) ② ①の各者が州の弁護士資格を有する者から任命する者 1 人 (計 5 人) ③ ①の各者が州の民間人であって弁護士でないものから任命する者 1 人 (計 5 人) ④ アラバマ州立大学公共政策大学院、サンフォード大学公共政策大学院及びマイルズ・ロースクールがそれぞれ任命する者 1 人 (計 3 人)
2	アラスカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名 <ul style="list-style-type: none"> → 6 語以内で、提案の全体的な主題を記述 [制定法集第 15 編第 50 章第 20 節] ・ 提案 <ul style="list-style-type: none"> → 100 語以内で、正しく公平な要約となるように記述 [制定法集第 15 編第 50 章第 10 節 (a) 項] → 明白に、簡潔に、かつ読みやすく記述し、及び提案文を点数化※したものがおおよそ 60 点となるようにするとの州の方針に従って記述 [制定法集第 15 編第 50 章第 10 節 (b) 項及び同編第 80 章第 5 節 (a) 項] <p>※提案文を点数化する方法は次のとおり。 ① 文章から数字を除外する。 ② 1 文に含まれる単語数の平均値に定数 1.015 を乗ずる。 ③ 100 語当たりの平均音節数に定数 0.846 を乗ずる。 ④ 定数 206.835 から②及び③の値の合計を減ずる。 [制定法集第 15 編第 80 章第 5 節 (c) 項]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副知事 [制定法集第 15 編第 50 章第 10 節 (a) 項]
3	アリゾナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正式な題名 [現行制定法集第 19 編第 125 節 D 項] ・ 次に掲げる事項から成る説明的な題名 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要約 <ul style="list-style-type: none"> → 50 語以内で示した主な条項の要約 ・ 賛否の意味 <ul style="list-style-type: none"> → 簡潔な言葉で、提案が承認された場合における既存の法に対する本質的な変更を記述 [現行制定法集第 19 編第 125 節 D 項] 	<ul style="list-style-type: none"> (州議会の共同決議の題名を指していると思われる。) [現行制定法集第 19 編第 125 節 D 項] ・ 州務長官
4	アーカンソー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通称 [注釈付き法典第 7 編第 9 章第 117 節 (a) 項] ・ 題名 [注釈付き法典第 7 編第 9 章第 117 節 (a) 項] 	<ul style="list-style-type: none"> (州議会が可決した文書に掲載されている例がある。)

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
5	カリフォルニア	<p>・題名及び要約の簡略版 →財政影響評価※の要約を含めて75語以内で作成される。 [選挙法典第303節]</p> <p>→(題名及び要約について)提案に対する賛否を議論するものではなく、偏見を生む可能性が低い言葉で、法案の目的を正しく公平に記述 [選挙法典第9051節(c)項]</p> <p>※財政影響評価は、標準的な有権者にとって明確で理解しやすいように記述 [選挙法典第9087節(d)項]</p> <p>・有権者向けの選挙公報に掲載される提案への賛否の意見を執筆した者のリスト →リストには、非営利団体又は企業のうち条件を満たすもの及び公選職に就任しており、又は就任したことがある者のみが掲載される。 [選挙法典第9051節(c)項(1)(C)]</p> <p>→各リストは125語以内で記述(スペース、カンマ等の文字は除く)。 [選挙法典第9051節(c)項(1)(A)及び(B)]</p>	<p>・司法長官 [選挙法典第9050節(a)項及び第9087節(b)項]</p> <p>※財政影響評価は立法分析官 →立法分析官は、財政影響評価が標準的な有権者にとって明確で理解しやすいように記述されているか、自身が任命する民間人5人で構成される委員会に確認する。委員には、教育の専門家、バイリンガル及び職業作家を1人ずつ含む。 [選挙法典第9087節(d)項]</p> <p>・州務長官が左欄の要件を満たしているか否かを確認 [選挙法典第9051節(c)項(2)(D)]</p>
6	コロラド	<p>・題名 →誤解を招く題名により公衆が混乱するおそれを考慮し、賛否の結果に対する標準的な理解が不明瞭となるような題名を可能な限り避け、提案の意図及び意味を正確かつ公平に記述 [現行制定法集第1編第40条第106節第3項(b)]</p> <p>(題名(title)と表現されているもの、公式投票用紙の見本等に鑑みると、提案の要約に相当すると考えられる。)</p>	<p>・題名委員会 →州務長官、司法長官及び州議会法務局長又はこれらの代理人で構成 [現行制定法集第1編第40条第106節第1項]</p>
7	コネティカット	<p>・質問 →提案の目的を記述 [一般制定法集第2編第18節]</p>	<p>・州務長官 [一般制定法集第9編第9-4節第7号]</p>
8	デラウェア		
9	フロリダ	<p>・題名 →15語以内で記述 [制定法集第101章第161節第3項]</p> <p>・要約 →75語以内で記述。提案の主目的を明確かつ一義的な言葉で記述 [制定法集第101章第161節第3項]</p>	<p>・州議会 [制定法集第101章第161節第3項]</p>
10	ジョージア	<p>・短い題名又は見出し →15語以内で、提案の内容を要約の形で説明する題名又は見出しを記述 [注釈付き公式法典第21編第2章第285節(f)項]</p> <p>・提案 →簡潔な形で記述 [注釈付き公式法典第21編第2章第285節(f)項]</p>	<p>・憲法改正公表委員会 →知事、副知事及び州議会下院議長で構成 [注釈付き公式法典第50編第50章第100節]</p> <p>・州議会(州議会が作成しない場合は州務長官) [注釈付き公式法典第21編第2章第285節(f)項]</p>

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
11	ハワイ	<ul style="list-style-type: none"> ・質問 →明白で、かつ、(有権者の)誤解を招き、又は(有権者を)欺くようなものとならないような文言及び意味で記述 [現行制定法集第11章第118.5節(a)項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会 [現行制定法集第11章第118.5節(a)項]
12	アイダホ	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文 →提案の意味及び目的並びに提案により達成される結果を簡単かつ理解できるように記述 [法典第67編第453節第(1)項(a)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会 →次の14人の議員で構成される立法評議会が作成 [法典第67編第453節第(1)項(a)] ①上院議長及び下院議長(計2人) ②上下両院の多数党及び少数党の院内総務(計4人) ③上院の多数党及び少数党から選出される上院議員各2人(計4人) ④下院の多数党及び少数党から選出される下院議員各2人(計4人) [法典第67編第427節]
13	イリノイ	<ul style="list-style-type: none"> ・解説 →簡潔に記述 [編集制定法集第10章第16条第6節] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会 [編集制定法集第10章第16条第6節]
14	インディアナ	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙委員会が作成する場合(右欄参照)、説明文 →提案を明確に示すのに十分な言葉で提案を簡潔に記述 	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会(州議会が作成しない場合は選挙委員会) [注釈付き法典第3編第10条第3章第2節(a)項] <p>※選挙委員会は、知事が州の主要政党(2大政党)の党員から任命する4人の委員で構成。ただし、同じ主要政党から3人以上を任命することはできない。</p>
15	アイオワ	<ul style="list-style-type: none"> ・要約 [法典第49章第44節第1項] ・法文 [法典第49章第44節第1項] <p>※法文が長文で投票用紙に掲載できない場合は投票ブース内に掲示 [法典第49章第44節第1項]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・州選挙管理官 →州務長官が務める。 [法典第49章第44節第1項] [法典第47章第1節第1項]
16	カンザス	<ul style="list-style-type: none"> ・題名 →提案の趣旨又は目的及び提案の賛否の効果を、簡潔かつ非専門的に記述 [憲法第14条第1節] [憲法第14条第1節] (題名(title)と表現されているもの、公式投票用紙の見本等に鑑みると、提案の要約に相当すると考えられる。) 	<p>(州議会が可決した文書に掲載されている例がある。)</p>
17	ケンタッキー	<ul style="list-style-type: none"> ・法文 [憲法第14条第1節及び注釈付き制定法集第25章第605節] ・質問 →提案の全内容を記述 [現行制定法集第118章第415節第2項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会 [現行制定法集第118章第415節第2項]

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
18	ルイジアナ	<ul style="list-style-type: none"> ・質問又は提案 → 200 語以内で、平易に、偏りがなく、かつ簡潔で理解しやすい文言を用いて質問形式で記述 [注釈付き制定法集第 18 編第 1299.1 節 A 項] 	<p>(州議会が可決した文書に掲載されている例がある。)</p>
19	メイン	<ul style="list-style-type: none"> ・質問 [現行制定法集第 21A 編第 906 節 6-A 項] ・説明文 → 提案の目的及び内容並びに賛否の対象を公平かつ簡潔に記述 [現行制定法集第 1 編第 353 節] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州務長官 [現行制定法集第 21A 編第 906 節柱書] ・司法長官 [現行制定法集第 1 編第 353 節]
20	メリーランド	<ul style="list-style-type: none"> ・説明的な題名 → 簡潔に記述 [注釈付き選挙法典第 7 編第 103 節 (b) 項] ・説明文 → 質問の目的を簡潔に記述 [注釈付き選挙法典第 7 編第 103 節 (b) 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州務長官 [注釈付き選挙法典第 7 編第 103 節 (c) 項] ・州務長官 [注釈付き選挙法典第 7 編第 103 節 (c) 項]
21	マサチューセッツ	<ul style="list-style-type: none"> ・要約 [憲法第 74 条第 4 項] → 公平で簡潔に記述 [憲法第 74 条第 4 項] → 賛否の効果を説明する 1 文を含める。 [一般法律集第 54 章第 42A 節] ・説明文 → 提案の目的を、見出しを除いて 100 語以内で、その賛否に偏見を生じさせないように、正しく公平に記述 [編集法律集第 168 章第 32 節第 2 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・司法長官 [憲法第 74 条第 4 項]
22	ミシガン	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文 → 提案の目的を、見出しを除いて 100 語以内で、その賛否に偏見を生じさせないように、正しく公平に記述 [編集法律集第 168 章第 32 節第 2 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙局長 [編集法律集第 168 章第 32 節第 2 項] → 州務長官が任命し、州務長官の下に設置された選挙局を監督する。 [編集法律集第 168 章第 32 節第 1 項]
23	ミネソタ	<ul style="list-style-type: none"> ・題名 → 1 行以内で作成 [制定法集第 204D 章第 15 節第 1 項] ・説明文 → 提案の本質を簡潔に記述 [制定法集第 204B 章第 36 節第 3 項] 	<p>(州議会が可決した文書に掲載されている例がある。)</p>
24	ミシシッピ	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文 → 75 語以内で、可能な限り法律用語や専門用語を使用せず、代わりに平易な普通の日常語を使用して記述 [注釈付き法典第 23 編第 15 章第 369 節第 1 項 (b)] 	<p>(州議会が可決した文書に掲載されている例がある。)</p>
25	ミズーリ	<ul style="list-style-type: none"> ・要約文 [現行制定法集第 116 章第 010 節第 4 項] → 冠詞を除いて 50 語以内で記述。また、提案の目的を正しく公平に記述し、意図的に論争的な言葉又は賛否に偏見を生じさせるような言葉を用いないで記述 [現行制定法集第 116 章第 155 節第 2 項及び同章第 160 節第 2 項] ・財政影響評価に係る要約 [現行制定法集第 116 章第 010 節第 4 項] → 冠詞を除いて 50 語以内で記述。また、提案に対する財政影響評価を要約し、論争的な言葉又は賛否に偏見を生じさせるような言葉を用いないで記述 [現行制定法集第 116 章第 155 節第 3 項及び第 175 節第 3 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会 (州議会が作成しない場合は州務長官) [現行制定法集第 116 章第 155 節第 2 項及び第 160 節第 1 項] ・州議会 (州議会が作成しない場合は州会計検査官) [現行制定法集第 116 章第 155 節第 3 項及び第 170 節第 1 項] <p>※州会計検査官は行政機関として設置され、4 年の任期で公選される。 [憲法第 4 条第 12 節及び第 17 節]</p>

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
26	モンタナ	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文 <ul style="list-style-type: none"> → 135 語以内で、提案の目的や影響を記述し、平易で理解しやすい言葉で提案を正しく公平に説明する。また、論争的でないように、かつ、提案に対する賛否に偏見を生じさせないように記述 [注釈付き法典第 13 編第 27 章第 212 節第 1 項及び第 2 項] ・財政影響評価に係る説明文 <ul style="list-style-type: none"> → 50 語以内で作成 [注釈付き法典第 13 編第 27 章第 226 節第 4 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・司法長官（州議会が作成する場合を除く。） [注釈付き法典第 13 編第 27 章第 220 節第 3 項 (a)] <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・財政影響評価に提案が財政に影響を与える旨が記述されていた場合に司法長官が作成 [注釈付き法典第 13 編第 27 章第 226 節第 4 項] → 財政影響評価は、提案が州の歳入、歳出又は債務に影響する場合に予算局長の判断により作成し、司法長官に送付 [注釈付き法典第 13 編第 27 章第 227 節]
27	ネブラスカ	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文 <ul style="list-style-type: none"> → 明確かつ簡潔な言葉で、賛否により生じる効果を記述。意図的に論争を引き起こさないような言葉、また、提案に対する賛否に偏見を生じさせないような言葉で記述 [現行制定法集第 49 章第 202.1 節第 1 項] ・題名 [現行制定法集第 49 章第 202.1 節第 1 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会 [現行制定法集第 49 章第 202.1 節第 1 項]
28	ネバダ	<ul style="list-style-type: none"> ・簡約 <ul style="list-style-type: none"> → 分かりやすい言葉を使って、かつ、妥当な長さで作成 [現行制定法集第 293 章第 250 節第 3 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州務長官 [現行制定法集第 293 章第 250 節第 5 項]
29	ニューハンプシャー	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の条文 [注釈付き現行制定法集第 63 編第 663 章第 3 節] ・州議会又は憲法会議での投票結果 [注釈付き現行制定法集第 63 編第 663 章第 3 節] 	<p>—</p>
30	ニュージャージー	<ul style="list-style-type: none"> ・質問文 <ul style="list-style-type: none"> → 有権者が容易に理解できるような平易な言葉で、その真の目的を明確に示すように記述 [現行制定法集第 19 編第 3-6 節] ・簡潔な説明文 <ul style="list-style-type: none"> → 提案を解釈するように記述 [現行制定法集第 19 編第 3-6 節] 	<p>(州議会が可決した文書に掲載されている例がある。)</p>
31	ニューメキシコ	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会の共同決議の題名 [注釈付き制定法集第 1 章第 16 条第 7 節 B 項] 	<p>—</p>

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
32	ニューヨーク	<p>・説明的な題名 → 15 語以内で主題、目標又は結果を平易な言葉で記述 [選挙法典第 4-108 節第 2 項]</p> <p>・要約 → 30 語以内で提案の承認に伴う政策の変更内容を平易な言葉で記述 [選挙法典第 4-108 節第 2 項]</p> <p>・説明文 → 30 語以内で実際的な結果という観点から、賛否の意味を平易な言葉で記述 [選挙法典第 4-108 節第 2 項]</p> <p>※「平易な言葉」とは次の要件を全て満たす言葉をいう。なお、平易な言葉（による記述）の明晰（せき）性が改善されるのであれば、各掲載項目における字数制限を超過することは妨げられない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容易に理解できる簡潔な言葉であること。 ・2つ以上の受動態を含まないこと。 ・セミコロンは使用せず、必要に応じて文章を分割すること。 ・二重否定を含まないこと。 <p>[選挙法典第 4-108 節第 5 項及び第 7 項]</p> <p>※上記の項目から成る質問文について、次の手順で算出する数値（自動処理型可読性指数）が第 8 学年（我が国の中学 2 年）の読解レベル（8 点）を上回ってはならない。ただし、州選挙管理委員会が平易な言葉に関する要件を充足すると決定した根拠を説明した場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①文字数（スペースを除く）を単語数で除した値に 4.71 を乗じる。 ②単語数を文の数で除した値に 0.5 を乗じる。 ③①の値に②の値を加える。 ④③の値から 21.43 を減じて得た値の小数点以下を四捨五入する。 <p>[選挙法典第 4-108 節第 4 項 (b) 及び第 6 項]</p> <p>→ 第 8 学年の読解レベルを上回らないようにすることは、努力義務であるとされている。</p> <p>[選挙法典第 4-108 節第 7 項]</p> <p>・質問 → すぐに理解可能、全ての質問を公平かつ平等に表現する等の性格を備えるように記述 [一般制定法集第 163 章第 165.4 節]</p>	<p>作成主体</p> <p>・州選挙管理委員会 → 知事が任命する次の 4 人で構成 ①各主要政党（2 大政党）の推薦（2 人以上）に基づく者（計 2 人） ②各主要政党（2 大政党）の州議会上院及び下院の院内総務の共同推薦に基づく者（計 2 人） [選挙法典第 3-100 節第 1 項]</p>
33	ノースカロライナ		<p>（州議会が可決した文書に掲載されている例がある。）</p>

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
34	ノースダコタ	<ul style="list-style-type: none"> ・法文又は要約 <ul style="list-style-type: none"> →要約は、提案の実質的な内容を示すような一般的なかつ日常的な意味を持つ言葉を用いて、平易、明白、かつ読みやすく記述 [世紀法典第 16.1 編第 6 章第 9 節第 1 項] ・説明文 <ul style="list-style-type: none"> →財政影響評価に係る説明及び賛否の効果を、一般的かつ日常的な意味を持つ言葉を用いて、平易、明白、かつ読みやすく記述 [世紀法典第 16.1 編第 6 章第 9 節第 1 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・要約は、法文が長文で掲載が困難と州務長官が判断した場合に州務長官が司法長官と協議して作成 [世紀法典第 16.1 編第 6 章第 9 節第 1 項] ・州務長官が司法長官と協議して作成 [世紀法典第 16.1 編第 6 章第 9 節第 1 項] ※財政影響評価は、公聴会や州当局との協議を経て州議会が作成 [世紀法典第 16.1 編第 1 章第 17 節]
35	オハイオ	<ul style="list-style-type: none"> ・題名 <ul style="list-style-type: none"> →賛否に対する偏見を生じさせないような言葉を用いて、正しく公平な文章となるように記述 [注釈付き現行法典第 3519 章第 21 節] ・設問 <ul style="list-style-type: none"> →提案内容を適切に特定するような言葉を記述 [憲法第 16 条第 1 節] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州務長官 [注釈付き現行法典第 3519 章第 21 節] ・州投票委員会 [憲法第 16 条第 1 節] →州務長官を委員長とし、上下両院の議長及び少数党の院内総務がそれぞれ任命する委員の計 5 人で構成される。ただし、同じ政党に属する者が 2 人を超えてはならない。 [憲法第 16 条第 1 節及び注釈付き現行法典第 3505 章第 61 節 (A) 項]
36	オクラホマ	<ul style="list-style-type: none"> ・題名 <ul style="list-style-type: none"> → 200 語以内 (州の財政に影響がある場合は 300 語以内) で、提案の効果を一般向けの辞書で容易に調べることができるような基本的な言葉で記述 →特定の職業や取引について、州民には一般的に知られていない特別な意味を持つ言葉を含まずに記述 →提案に対する賛否の意見を含めず、党派性を反映させずに記述 [注釈付き制定法集第 34 編第 9 節 B 項] <p>(題名 (title) と表現されているもの、公式投票用紙の見本等に鑑みると、提案の要約に相当すると考えられる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会 [注釈付き制定法集第 34 編第 9 節 B 項]

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
37	オレゴン	<ul style="list-style-type: none"> ・見出し → 15 語以内で、主題を合理的に特定 [現行制定法集第 250 章第 35 節第 2 項 (a)] ・説明文 (承認された場合の結果) → 25 語以内で、提案が承認された場合の結果を平易に、かつ理解しやすく説明 [現行制定法集第 250 章第 35 節第 2 項 (b)] ・説明文 (否決された場合の結果) → 25 語以内で、提案が否決された場合の結果を承認された場合の結果と同様に説明 [現行制定法集第 250 章第 35 節第 2 項 (c)] ・説明文 (要約) → 125 語以内で、提案の主な効果を要約 [現行制定法集第 250 章第 35 節第 2 項 (d)] ・財政影響評価 → 州の財政に影響がある場合に作成。ただし、影響が 10 万ドル (1460 万円) 以下であることが判明した場合には、その旨を記述すれば足りる。 [現行制定法集第 250 章第 125 節第 1 ~ 3 項及び第 6 項] → 公平、簡潔、かつ分かりやすく記述 [現行制定法集第 250 章第 125 節第 5 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州議会 (州議会が作成しない場合は司法長官) [現行制定法集第 250 章第 75 節第 2 項] ・財政推計委員会 → 州務長官、州財務長官、州行政サービス局長及び州歳入局長の 4 人に加え、これらを選出する地方政府代表者 1 人で構成 [現行制定法集第 250 章第 125 節第 10 項]
38	ペンシルバニア	<ul style="list-style-type: none"> ・質問 → 75 語以内で、簡潔な形式で記述 [制定法集 (Pennsylvania Statutes) 第 25 編第 3010 節 (b) 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・州務長官 [制定法集第 25 編第 3010 節 (b) 項]
39	ロードアイランド	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文 → 質問の本質を明確かつ簡潔に記述 → 第 8 学年 (我が国の中学 2 年) の読解レベルの者によって理解可能と推定されるよう分かりやすい言葉で記述 [一般法律集第 17 編第 5 章第 5 節 (a) 項] [一般法律集第 17 編第 5 章第 5 節 (a) 項] ・法文 [一般法律集第 17 編第 5 章第 5 節 (a) 項] 	<p>—</p>
40	サウスカロライナ	<ul style="list-style-type: none"> ・説明文 [注釈付き法典第 7 編第 13 章第 400 節] ・解説 → 提案が有権者に明確に理解されないおそれがある性質を有するときその他必要があるときに作成 → 提案の意味及び効果に関する説明を、簡単に (必要に応じてより詳細に) 記述 [注釈付き法典第 7 編第 13 章第 2110 節] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (州議会が可決した文書に掲載されている例がある。) ・憲法投票委員会 → 司法長官、州選挙委員会委員長及び立法評議会事務局長で構成 [注釈付き法典第 7 編第 13 章第 2120 節] ※立法評議会は州議会の上院議長、下院議長、上院司法委員会委員長又はその指名する者及び下院司法委員会委員長並びに州務長官の 5 人で構成 [注釈付き法典第 2 編第 11 章第 10 節]

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
41	サウスダコタ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名 → 提案の主題について簡潔に記述 [法律集第 12 編第 13 章第 9 節] ・ 説明文 → 200 語以内で、提案の目的及び効果について有権者を教育するよう客観的、明確、かつ平易に要約 [法律集第 12 編第 13 章第 9 節] <p>※ 説明文に提案の承認に伴う法的な帰結に関する説明（提案が承認された場合に州が責任を負う可能性が高いことを含む。）を記述 [法律集第 12 編第 13 章第 9 節]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法長官 [法律集第 12 編第 13 章第 9 節]
42	テネシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質問 [注釈付き法典第 2 編第 5 章第 208 条 f 項 (2)(B)] ・ 要約 → 200 語以内で、一般的で日常的な意味を持つ言葉を用いて、明白かつ明解に記述 [注釈付き法典第 2 編第 5 章第 208 条 f 項 (2)(B)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法長官 (Attorney general and reporter) [注釈付き法典第 2 編第 5 章第 208 条 f 項 (2)(B)]
43	テキサス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設問 [選挙法典第 52.072 節 (a) 項] → 統一の文章で記述 [選挙法典第 52.072 節 (b) 項] → 州務長官が作成する場合（右欄参照）、上記に加えて、憲法改正案の射程及び特徴を明白に表現するような言葉で記述 [選挙法典第 274.001 節 (b) 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州議会（州議会が作成しない場合は州務長官） [選挙法典第 274.001 節 (a) 項]
44	ユタ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名 → 提案の主題及び関連して行われる立法の要約を記述 [注釈付き法典第 20A 編第 7 章第 103 条第 3 項 (c)] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州議会 [注釈付き法典第 20A 編第 7 章第 103 条第 3 項 (c)]
45	バーモント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州議会が可決した法文が投票用紙に掲載されている例がある。 	
46	バージニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州議会が可決した文書に質問が掲載されている例がある。 	
47	ワシントン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明文 → 10 語以内で、提案の本質を反映するのに十分広範で、かつ提案の主題を周知するのに十分正確となるように記述 [現行制定法集第 29A 編第 36 章第 20 条第 1 項] ・ 簡潔な解説 → 30 語以内で、提案の本質的な部分を正しく公平に説明し、提案を明白に特定するように記述 → 合理的に可能な範囲で提案の賛否に偏見を生じさせないように記述 [現行制定法集第 29A 編第 36 章第 20 条第 1 項] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州議会（州議会が作成しない場合は司法長官） [現行制定法集第 29A 編第 36 章第 20 条第 3 項]
48	ウェストバージニア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名 [法典第 3 章第 11 条第 2 節] ・ 要約 [法典第 3 章第 11 条第 2 節] → 提案の目的を記述 [法典第 3 章第 11 条第 2 節] 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 州議会（州議会が作成しない場合は州務長官） [法典第 3 章第 11 条第 2 節]

No.	州の名称	掲載項目	作成主体
49	ウィスコンシン	・説明文 →簡潔に記述 [注釈付き制定法集第5章第64節第2項(am)]	(州議会が可決した文書に掲載されている例がある。)
50	ワイオミング	・説明文 →提案の目的を簡潔に記述 [注釈付き制定法集第22編第20章第102節(a)項]	・州務長官 (州議会が作成した場合を除く。) [注釈付き制定法集第22編第20章第102節(a)項]

(凡例)

・本表は憲法改正州民表決における投票用紙掲載情報に関する各州の規定を網羅的に取り上げるものではない。例えば、形式的な点(各提案の最後に「この提案に賛成するか? 反対するか?」といった定型文を挿入する等)について定めておくと見られる規定、作成に当たって作成主体に助言をする機関に関する規定、投票用紙掲載情報に異議がある場合の司法手続に関する規定等は取り上げていない。

・「州議会」には議長など州議会内の機関を含む。「憲法」、「法典」、「制定法集」等は、各州のものである。
(出典) 各州の法令、State Democracy Research Initiative, "Direct Democracy in the States: A 50-State Survey of the Journey to the Ballot," 2023.11, pp.30-205. University of Wisconsin Law School Website <<https://statedemocracy.law.wisc.edu/wp-content/uploads/sites/1683/2023/11/Direct-Democracy-In-the-States-Full-Report.pdf>> 等を基に筆者作成。